

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和6年6月6日

広島県知事

1 事業内容

(1) 事業名

広島空港周辺県有地の利活用に係る事業提案募集

(2) 募集要項等

広島空港周辺県有地の利活用に係る事業提案募集【募集要項】及び【様式集】による。

(3) 契約期間

令和6年10月1日から令和36年3月31日まで

(4) 対象地

三原市本郷町善入寺字平岩 10064 番 148、10064 番 201、10064 番 202、10064 番 203、
10064 番 204、10064 番 205、10064 番 206、10064 番 209

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結までの間のいずれの日においても、県の指名除外を受けていないこと。
- (3) 公告日から契約締結までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 国税、法人所在地の都道府県税若しくは市町村税及び広島県税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始の申立てがなされていない者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われていない者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (8) その他法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 広島空港周辺県有地の利活用に係る事業提案募集【募集要項】及び【様式集】の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県土木建築局空港振興課（広島県庁北館庁舎 1 階）
電話（082）513-4014(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和 6 年 6 月 6 日（木）から令和 6 年 6 月 19 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の 9 時から 17 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る又は広島県ホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/proposal-r6.html>

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 6 年 6 月 19 日（水）17 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 6 年 6 月 26 日（水）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和 6 年 7 月 10 日（水）17 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 事業予定者の決定

(1) 審査方法

あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島空港周辺県有地の利活用事業に係る公募事業選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者とし事業予定者と決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、広島空港周辺県有地の利活用に係る事業提案募集【募集要項】7(2)に基づき、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和6年8月上旬（予定）に、全ての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

年額賃料に30年を乗じた額の10%に相当する額

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) その他

広島空港周辺県有地の利活用に係る事業提案募集【募集要項】による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局空港振興課（広島県庁北館庁舎1階）

電話（082）513-4014（ダイヤルイン） FAX（082）223-3756

メールアドレス dokukou@pref.hiroshima.lg.jp